

就職・結婚などで家族を扶養から除く場合や子供の出生・親との同居などで扶養が増加する場合は、扶養家族の削除・認定の手続きが必要です。該当する方は、下記を参照し手続きを行って下さい。

◆家族に異動があった時

【次のような時は、届出が必要です。】

こんなとき	いつまで	必要書類	必要書類に添付する書類	
1. 被扶養者の申請				
(1) 結婚した時 ①収入あり ②収入なし	5 日 以 内 に	①・③・⑧	⑥ ⑦	
(2) 出産した時		①・⑧	必要なし	
(3) 雇用契約(社員→パート)変更等により年間見込収入額が、 基準額未満になったとき		①・②・⑧	⑨(経過後⑥)	
(4) 退職されたとき 雇用保険を i 受給しない ii 受給延長する iii 未加入		①・②・⑧	④・⑤ ④・⑧ ④・⑫	
(5) 父母 ①同居 ②別居		①・②・⑧	①・⑦・⑩ ①・⑦・⑩・⑪	
2. 被扶養者の削除				
(1) 扶養家族が ①就職した ②結婚した ③離婚した ④年間収入基準額以上になったとき	そのつど	①・⑧	② ⑭ ⑬ 必要なし	
3. 被扶養者が遠方にいるとき		④	③(単身赴任は不要)	
4. 氏名が変わったとき		すみやかに	⑥	—
5. 保険証を紛失されたとき		ただちに	⑤	—
必要書類※		必要書類に添付する書類		
①健康保険被扶養者(異動)届 ②被扶養者認定の申立書 ③被扶養者認定届 ④遠隔地被保険者証交付・取消申請書 ⑤健康保険被保険者証再交付申請書(滅失届) ⑥被保険者証氏名変更届 ⑦誓約書 ⑧人事連絡届	①住民票(続柄記載のもの) ②就職先の健康保険証(写) ③学生証(入学証明)(写) 上記3.の場合:(③にかつ入寮証明もしくは賃貸契約)(写) ④退職証明書 ⑤受給しない旨を証明できる書類 ⑥給与明細(直近3ヵ月分)(写) ⑦非課税証明書(前年)	⑧雇用保険受給延長通知書(写) ⑨雇用(変更)契約書(写) ⑩年金受給通知書(写) ⑪仕送り証明 ⑫退職時の給与明細(写) ⑬離婚受理証明書又は謄本(写) ⑭結婚日がわかるもの		

※ 上記に当組合の健康保険証(原本)を添付して下さい。

※2 ⑧人事連絡届の詳細については、各事業所(渡辺パイプ社員は人事G)へ確認して下さい。

※3 上記について不明な点がある方は、健保へ連絡下さい。(担当:宇賀神 電話:03-3549-3082)